



令和5年3月
広報萩掲載

不安を煽る契約…本当に大丈夫？

靈感等により不安をあおられ高額商品を購入した

知人に誘われたセミナーで講師から「あなたの運気が弱まっている。このままでは親や子に災いが起こってしまう。このブレスレットを購入すれば運気が回復する。」と言われて、高額な商品を購入してしまった。

- ⇒ 令和5年1月、消費者契約法の改正により、このように不安をあおられて契約した場合、契約締結時から10年（改正前は5年）の間、契約を取り消すことができます。
- お金を多く払うことで運が開けたり、幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱりと断りましょう。



無料の就活セミナーで不安をあおられ契約した

就活相談会の帰り、無料の就活セミナーに誘われ見学した。セミナーの契約を勧められたが、受講料がかかるため断ったところ、「アルバイト代で支払え」「今決められないなら社会人としてやっていけない」などと恫喝され、契約してしまった。

- ⇒ 契約してもクーリング・オフや取り消し等ができる場合があります。
- 社会生活上の経験が乏しい若者の将来への不安につけこんだセミナーや儲け話の勧誘には注意しましょう。